

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容		栃木市勤労者体育センターの利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市勤労者体育センター条例第11条
処分基準	根拠条項	栃木市勤労者体育センター条例第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労者体育センター条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) この条例又は条例に基づく規則等の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく処分により利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。</p>	